

戦前前期釜ヶ崎における

「社会福祉」の展開

本間啓一郎

目次

はじめに

一 小林授産場

① 前史

② 史料

③ その概要

④ 基本的性格

二 感化救済事業

① 感化救済事業の前提

② 感化救済事業の展開

③ 自彊館

④ 大阪職業紹介所（補・済生会の設置）

三 方面委員事業

① はじめに

② 常務委員連合会

はじめに

- ③ 今官方面の主な動き
 - ④ 今官方面の委員の構成
 - ⑤ 個別事例から
 - ⑥ その他の問題
- 補・今官社会事業研究会

本誌第二号に続き今回は「社会福祉」行政を取り上げることにするが、筆者自身の力量は言うに及ばず史料上の制約や時間的な条件のため研究ノートというよりも、「メモランダム」的なものでしかない。後日より一層の充実を図りたいが、ここではとりあえず戦前期について触れることにした。

釜ヶ崎に対する「社会福祉」の基本的な枠組には放置と包摂、あるいは有効利用・温存及び選別的対応という釜ヶ崎に対する行政施策全体に通ずる特質が見られる。

周知のように「社会福祉」についての理解は戦後に限っていても種々の見解に分かれており、必ずしも一致しているとは言えない。一定の政治的・社会的・文化的な価値や理念の実現（たとえば基本的人権、あるいは絶対君主の「徳」等）とする超歴史的な理解もあれば、他方

資本制国家に特有の政策として捉える立場もある。

ここでは基本的に後者の立場に拠り釜ヶ崎に対する「社会福祉」の検討を進めていくことにしたい。したがって用語としても「社会福祉」を広義には慈善事業、感化救済事業、社会事業、厚生事業等を総括するものとして狭義には管理通貨制度を基軸とする国家独占資本主義段階に特有の政策として理解することになる。（日本にあつては戦後における施策の展開が本格的なそれにあたる）

ただ「社会福祉」を政策として理解するにしてもその主体を国家や地方行政に限定するについては一定の留保が必要である。それは後年当該事業や施策を国家地方行政が継続実施していく、あるいは補助の対象とするに至つたという歴史的な経緯から、いわば「社会福祉」の前身として検討の対象とし得るということもあれば、逆に後に触れる小林授産場のように明治初年における大阪府直営の救済施設を一個人が「譲り受け」て、経営を続けるというケースのような例も過渡的な形態として分析の対象としなければならないということもあるからである。

さらに、また国家がその施策の必要性を認めるにしても財政的な理由等からその実施を見送り、放棄するといったこともある。その場合でも個人や民間団体あるいは地方行政が先駆的な、あるいは代替的に一定の事業を行

う場合もあるだろう。特に極端な制限主義的な公的扶助制度しか見られなかった戦前においては、このように「社会福祉」を政策と理解するにしても、その実施主体についてはその枠組を社会的な文脈において捉えることが必要である。これはまた一面、一個人の事業に過ぎぬものであつてもその意味を国家の動向と係わらせて理解することを要請するものである。

今簡単に戦前期における「社会福祉」の展開を釜ヶ崎対策に引き寄せて整理すれば、まず前記した明治初年における大阪府直営の救済施設、そのあとを引き継いだ小林授産場、それに釜ヶ崎の形成・展開を前提にした明治末期における大阪職業紹介所・自彊館の開設、「米騒動」第一次大戦を契機としたいわゆる都市社会事業の展開とその「基礎的施設」としての方面委員事業の開始、そして戦時体制下での厚生運動といったことになる。

もとより救済政策の動向としては恤救規則（一八七四明治七年）の制定、それに続く救済法案の流産や代替的な社会立法の成立、そして一九三〇（昭和五）年の救護法の成立をめぐる問題を欠かすことは出来ないが、釜ヶ崎にとってその影響は今後なお史料の発掘が必要であらうが、たいして大きなものではなかったと思われる。

この「社会福祉」行政に限定できるものではないが、「住宅」行政にせよ「社会福祉」行政にせよ、その対象たる釜ヶ崎社会の実態そのものが未だ十分に解明されておらず、その意味で最初に触れたような事情と相俟って今回の「メモ」は二重の限界を負っていることになるがここでは次の四つを取り上げることにはしたい。

一 小林授産場

これを取り上げたのは単にその経営者が小林佐兵衛という俠客（注1）であったことによるのではなく、有能（労働能力のある）貧民への院内救助という府直営形式の救済施設の廃止のあとを受けて長期にわたり経営されていたことであり、いわば準公営施設である弘済院（弘済院は一九〇九・明治四二年の「北の大火」に対して寄せられた義援金の残り三五万円と大阪市からの同等金額に相当する年六分の利子（二万五千円）とを主たる財源として発足した）へつなぐパイプであったことによる。そしてさらに重要なことは、その性格として懲治監的性がその後期にいたるまで強固に存続していたことである。

二 大阪職業紹介所・自彊館

釜ヶ崎の前身である長町及びその周辺の貧民に対する

慈善的な救助は散発的ではあるが行われていたようである。たとえば一八八六（明治一九）年のコレラの大流行の時期には「救護社」（注2）が活動しており、また長町人家移転計画が流産して数年後の一八八九（明治二二）年には今宮村（おそらく一八九七・明治三〇年の第一次市域拡張によって南区へ編入される地域であろう）の貧民へ「米の施与」（注3）が行われたと報道されたこともあった。

しかしこれらはいずれも個人的で永続性に欠け、応急的なものであったと思われる。旧長町・釜ヶ崎への最初の組織的な「社会福祉」の領域での取り組みは一九〇九（明治四二）年七月岡山孤児院の付属事業として開始された愛染橋保育所、愛染橋夜学校、同情館（注4）であるが、より重要であるのは一九一一（明治四五）年に相次いで開設された大阪職業紹介所・自彊館である。

一九〇八（明治四一）年、内務省主催の感化救済事業講習会以降いよいよ本格化した「社会福祉」の国家目的への従属・「救貧より防貧」を主張する感化救済事業の典型的な例として、またその後の釜ヶ崎における「社会福祉」の祖型を刻んだものとしてこの両施設は重要である。

三方面委員事業

周知のように方面委員事業制度は「米騒動」直後の一九一八（大正七）年秋の当時の大阪府知事林市蔵の体験（注5）に発するといわれているが、濫救と漏救とを防止し「社会連帯」の理念によって「社会測量」とそれに基づき救済・教化の「基礎的社会施設」（注6）であるが釜ヶ崎にあっては一九一九（大正八）年一月に今宮町方面として設置され、一九三〇（昭和五）年になると今宮第一方面に再編される。この時西成区には今宮第一、同第二、玉出の三方面が設置されることになったのである。今宮町方面が第一と第二に分割されたわけである。

釜ヶ崎における方面委員の活動については不明の点が多いが、その意義は官民一体となった地域全体にわたる「生活状態」の「測量」、そしてそれに基づく個別救済（今日で言うケースワークにもつながるであろう）、天皇制国家への包摂・戸籍整理にあった。しかし方面委員事業はたんなる「救済」事業団体ではなく、救護法制定及びその即時実施要求の運動に見られるようにすぐれた社会運動的側面をも有していたのであり、またそれ以上に重要と思われるのは「救済」の対象とはされなかった人々への教化・影響も見逃せない。マスコミによる「貧困」にまつわる種々の報道や同情週間の設定（朝日新聞）等は多額の義援金を呼び集めることになったが、方面事

業がそのような動きの一端を担ったを看過することは出来ない（注7）。

補・今宮社会事業研究会

これについても断片的な事情しか、現在のところ把握できていない。しかし釜ヶ崎地域及びその周辺の公私にわたる社会事業機関（当初参加団体は二五であった）の連絡統制機関が総動員体制形成のトバ口で結成されたことは重要である。第一回の例会は一九三五（昭和一〇）年一二月であるが、それ以前から準備が続けられていたようであって、初期の幹事の一人に今宮署釜ヶ崎派出所の塩井文夫が就任していること（注8）からもわかるように警察が一定の役割を果たしていたことが推測される。

総動員体制下での人的資源の確保・失業者の厚生訓練に向けた釜ヶ崎総体の「高度国防国家」への包摂が企図されたことは言うまでもないであろう。今後史料の発掘が望まれるが「社会事業研究」によって若干紹介を試みた。

以上簡単にそれぞれの時期を画する「社会福祉」の諸相をあけてみたが、なお抽象的な規定にとどまっていると言わざるを得ない。特に大阪職業紹介所の紹介事例や方面委員事業におけるカード事例の発掘・整理が今後進

めばその実態もより鮮明なものとなるであろう。その意味で具体的な事実レベルでの検討はなお今後の課題であると言える。

具体的な「社会福祉」の実態の掘り起こしと並んで今後の課題として問題とされねばならないのは東京をはじめとする他地域との比較である。小林授産場とはば同位にある東京府養育院との比較検討をはじめとして、明かにされねばならないことは少なくない。

さらにまた、地域内での木賃宿・紹介業との相克も重要なテーマである。釜ヶ崎における初期の「社会福祉」がいずれも地元の強い反対運動を押し切って実施に移されたこと、そしてそのことは現在でも基本的に残っていることは釜ヶ崎の「社会福祉」を考える上で無視されてはならない側面である（注9）。その意味でも方面委員事業の釜ヶ崎での開始や今官社会事業研究会の結成は重要であるが、それらについての史料も残念ながら発見し得ていない。

一 小林授産座置場

① 前史

ここで言う前史とは一八六八（明治元）年から一八八五（明治一八）年ころまで断続的に経営された大阪府直営の貧民收容施設の動向である。

最初に設立されたのは一八六八年一月に開設された府立救恤場で有能・無能を問わず、いわゆる「無告の民」が收容されたのである。これはしかし一年余りで閉鎖された。そしてその翌年一八七〇年五月には再開されている。

しかしこれも一年余りで閉鎖されている。收容者はいずれもその居住地あるいは本籍地へ一復籍一あるいは一送還一されている。

ところが救恤場の閉鎖後約一ヶ月で大貧院が開設されている。これも基本的には救恤場同様、「無告の民」と総括された貧民を收容したものであるが、この七一年五月の大貧院開設直後の十月にはその分局が設置されている。そして翌年一月に大貧院は授産所に、翌々年四月には分局が救助場へと改称され、それに伴い分類收容、收容目的の明確化が打ち出されてくる（もちろん救恤場の段階でも「保護」と「授産」とが別個のものとしてうた

われてはいた。その後授産所は勸業場（一八七三・明治六年八月）となり、第一から三まで開設されるが、一八七八（明治一一）年までにはそれぞれ民間に払い下げられ廃止されることになる。これはその活動が経済的に存立し得たことの証左であろう。そして救助場は前記したように一八八一（明治一四）年小林佐兵衛に引き取られるのである。なお救育場が一八八五（明治一八）年に開設されているがその廃止については不明である。

このような経過を辿って明治初年の大阪府直営の救貧施設は消滅するが、その特質をいくつか大まかではあるが挙げておきたい。

- ①このような貧民の院内収容による救済は東京・京都にも見られるが、その背景にあるのは言うまでもなく維新前後の社会的混乱による「窮民」「浮浪者」の大量の発生と身分制の限定的ではあるが一定の解体である。
- ②このような事態への維新政府の対応は地域によって異なる（東京では一八七二・明治五年にロシア皇太子の訪問があり府内の全ての「乞食」「浮浪者」を一刈り込み、「乞食」への施与を禁止している）が基本的には従来の救済体制・・・地域での相互扶助・・・へ介入、改変して収容という形態での維新政府での支配の貫徹を図ったのである。

③この江戸期の救済体制への介入・改変は単に収容という形態だけではなく、有能貧民への授産という処遇内容の変更をも含んでいたのである。従来も飢饉時の有能貧民への救済は「御救米」「御救小屋」等として行われたが、あくまでも応急的な現物給与でしかなかったのである。このような対応の変化は単なる支配の貫徹というだけでなく、いわゆる殖産興業という意味をもこれら救貧施設が担っていたことを意味しているように思われる。またいわゆる「貧民の雇用」（救済の費用を貧民自身の労働によって賄う）論との関連も無視できないであろう。

（但し人足寄場については「無宿」「無罪」の有能貧民への授産をおこなったわけであるが、これは救恤として行われたわけではなく、また地域的な相互扶助の延長の上に行われたものでもなかった。また明治政府の人足寄場への対応は従来の救恤体制へのそれではなく刑事施設としてのそれであった。）

大貧院についての触れの中に次のような文言が見出される（『明治大正大阪市史』第六巻）。

市在道普請其餘銘々諸用の人足に召遣度ものは通常日雇賃錢之半高を見込多少に限らず相雇候事不苦候條是又院へ可申立事。但此人足之弁当等は院

之賄に而被下候事

殖産興業の観点から授産所への入所希望者へは次のような表彰を行ったという(同上第五卷近藤論文参照)。

(前略) 当府下に於ては婦女子の風習殊に悪敷、紡織の道を捨絲竹の業を事とし、安逸に年月を送り候ものゝみ有之、深く痛心の折柄、左の者共今度授産所に於て紡織相学度旨願出殊勝の至に候、右は全く当時朝廷の御趣意を奉し候次第に付、小前末々に至る迄能々一身を顧み善を聞ては速に移の心懸有之様、為勸奨令揭示者也。右の通令揭示候間、為心得管内無洩相達する者也。(人名略)

④ いまひとつは次の布令に見られるように大阪にあっては懲治監的側面が救貧施設にあったことである。すなわち大貧院への入所希望者についての規定に次のような文言がある(同前第六卷)。

一放蕩遊惰之子供又は厄介に而常々異見を用ひぬもの等、人並にならひ候様こらしめのため入院相頼度と存込候もの。

これは一八七二(明治五)年制定の監獄則に見られる次のような規定と相俟って、明治期の「社会福祉」の課題の一つとなったものである。

第十條懲治監

二十歳以下懲役満期ニ至リ惡心未タ悛ラサル者或ハ貧窶營生ノ計ナク再ヒ惡意ヲ挟ムニ嫌アルモノハ獄司之ヲ懇諭シテ長ク此監ニ留メテ營生ノ業ヲ勉勵セシム(二十一歳以上ト雖モ逆意殺心ヲ挟ム者ハ獄司ヨリ裁判官ニ告ケ尚此監ニ留ム)

現実はこの規定が廃止されるのは一八八九(明治二二)年の監獄則改正によってであった。一八七二年の監獄則の規定は当然にも社会的な問題になり在監者の増加は財政的負担につながっていくのである。そして一八九七(明治三〇)年の英昭皇太后の「崩御」による大赦・減刑令の実施は免囚保護事業の拡大、後の感化救済事業へと連なっていく。

ただ以上のような特質はいわば種々の布令等の文言からの抽出であって、実態としての変化がどのようなものであったかはとりあえず別である。維新政府の支配の貫徹は一片の法令によつてはなおまだ、この時期にあっては不十分であったことを看過すべきではないであろう。

以下は恤救規則制定(一八七四年)以降の時期(一八七六・明治九年)における「捨子」の養育についての取り扱い方法を述べたものである。

一町内捨子有之節当人ハ勿論五人組より貰主方へ
糺、早々願上取遣可申候事

此入用割方

三步通り 家主より出銀

二步通り 家主を除五人組より役わり出銀

五步通り 家主五人組除町人役わり出銀

右ノ外、村町申合ノ書類所謂郷約ノ如キモノ左
ニ採集シテ参考ニ備フ

『明治九年撰津国西成・東成郡における「民法
ニ関スル現行慣例」調査報告と民事慣例類集』
(山中永之佑著・『大阪の歴史』第五号所収)

これは実は民法典編纂のため各地の出産・婚姻・離縁
等を調査する中で出てきたものであって、実態としてか
なり一般的な通例であったと考えていいであろう。周知
のように四半世紀後の釜ヶ崎における電光社長屋居住世
帯には恤救規則あるいは大阪府「棄児養育米給与方」に
よる「棄児養育米」を収入のひとつとしている事例が見
られる(注11)。このような状態に至りつくについての
地域社会の変容の過程は今なお十全に明らかにされてい

ないが、地租改正から秩禄処分、そして日清戦争を経る
中で大量に蓄積された都市下層の存在は無視できないで
あろう。

このような明治初期の府直営の救貧施設の廃止につい
て、主に東京養育院を中心にしながらも隅谷三喜男は次
のように述べている。

身体壮健な窮民に対する救済は、全般的に明治十五
六年の頃にはほぼ終焉を見るに至ったが、それは一つ
には窮民による治安攪乱の危険が減少したことによ
るとともに、さらに重要な点は十四年以降の一般的
沈滞の中で、いわゆる下等社会の大半が窮乏化して
ゆき、旧来の窮民のみを救恤するために経費を支出
することが無意味になったからに外ならない。

(『日本賃労働史論』)

大阪にあっては勸業所は一定の経済的成功を収めたの
であり、施設廃止(民間払い下げ)につながったことは
大阪の特質と言えるが、一般的には一八八〇(明治十
三)年からの松方財政による紙幣整理・デフレ状態が府
財政の逼迫を招き施設運営に支障をもたらした事は容易

に想像できる。なお大阪市にあっては一九〇七（明治四十）年貧民の收容救助のための施設設立が計画されており、先に触れたように弘済院の開設につながっていくがその背景には「北の大火」のような災害の他に日露戦争後の不況があると考えられる。

なお隅谷は前の引用に続いて次のように述べている。

ところで救貧授産事業に終止符がうたれたその時期こそ、「下等人民」が窮乏化し、農民層の分解と流出とが急激化した時期であったということのうちに日本の救貧事業の矮小性と限界とをみる事ができる。／かかる明治初期の窮民救済には二つの顕著な特質が見られる。その一つは共同体による相互扶助主義であって、これに対応して公的扶助が極めて貧困なことであり、その二はヨーロッパにおけるごとき賃労働形成に対する役割を殆ど果たしえなかった事である。

救恤場の開設・閉鎖・再開はこの時期の施策の動揺を物語っているわけであるが、「共同体による相互扶助主義」はしかし戦前期にあっては一度たりとも理念として否定されなかったのである。第一回感化救済事業講習

会（一九〇八年九月一日～十月七日）の直前に出された「済貧恤窮ハ隣保相扶ノ情誼ニ依リ互ニ協救セシメ国費救助ノ濫給矯正方ノ件」（同年五月）においても「隣保相扶」は前面に打ち出されており明治初期に特有のものとは言えない。否、かえってこれらの救貧施設は「有能貧民の院内救助」という形態において戦前期の日本の「社会福祉」で一つの時期を画したものと言うべきであろう。第二の賃労働形成に係わる問題はいわゆる労役場との比較から打ち出されたのであるが、これについては後述したい。

②史料

周知のように小林授産場についての評価には否定的なものと肯定的なものとがともに見出せる。全般的に見れば時代が古くなればなるほど否定的であり、弘済院に吸収されてから肯定的な評価が出てくると言えるが現在目にするものの出来る史料をとりあえず同時代のものから並べることにする。

- ①「私立小林授産場收容者取扱規則」（一八八五年一月）・・・以下「取扱規則」と略称
- ②「私立小林授産場規定」（一九一〇年）・・・以下

「規定」と略称

③「私立小林授産場之儀ニ付請願書」(一九一〇年九月八日)・以下「請願書」と略称

④平田隆夫作成による「小林授産場収容人員の男女別数字」等の統計資料(注12)

⑤横山源之助「日本の下層社会」中の「大阪の慈善家」(これは「毎日新聞」一八九七年九月一六日に掲載された)

⑥「内務省社会視察報告」(注13)

⑦小河滋次郎「大阪の救済事業」(一九一三年頃掲載新聞は不明)

⑧舟橋半三郎「浪華老俠 小林佐兵衛伝」(一九一七年四月)

⑨「明治時代の社会事業を語る座談会」中の八浜徳三郎の発言(注14)

⑩山口正「現代社会事業の成立」(注15)

⑦⑩が後代の史料である。この他にも当時の新聞記事が発掘できようが、ここではとりあえず「大阪日報」一八八六(明治一九)年二月二一日の以下の記事を紹介してみよう。

「私立授産場」

大坂北区消防頭取小林佐兵衛が西成郡北野村三六九番地へ私立授産場を取設けるとのことは日外も記せしが右は同郡曾根崎北野本庄等各村なる貧民子弟にそれぞれ産を授くる目的にて既に其筋の許可をも得たればいよいよ近日より盛大にするといふ。

上記の史料を簡単に紹介すると①④は小林授産場自身による根本史料である。もとより「規定」と「請願書」は同時期のものであるが、かなりニュアンスの違いで見られる。⑤は周知のように横山自身によるルポルタージュであり、劣悪で不潔・不衛生かつ拘禁的な生活状態が描写されており、その評価は当然のことながら否定的である。

⑥は準公的な文書ということになるが、一九〇二(明治三五)年春に視察した十の慈善事業についてそれぞれそれぞれ改善すべき点やその賞揚すべき点を挙げており、わりあい客観的な態度が見られる。たとえば博愛社については次のような評価が見られる。

本社は学科と実科とを併せ科し在阪慈善事業中優に一等地を抜くものなり。理事小橋実之助は真卒熱誠

にして慈善家として恥しからず、加之監督上少からざる利便を有するは、林歌子なるものありて理事を助けて社内を整理す。如斯女性の有力量なる補翼は慈善院に於ける最大の賜物なり。殊に家族制度の裡に在りて院児を教養せんとするには婦人の力に待たざるべからざるものなり。若し夫れ更に院内の規律と清潔とに一層の注意するあらば、不完全なる我国の慈善事業界に於ける模範院とするも敢て失当ならざると信ず。

また大坂救児院（後の聖ヨハネ学園）の評価は以下の通りである。

教育は院に保姆一人置き理事梅田フミ之に当り、真に家族主義の表現なり。（中略）

理事梅田フミは精神堅固の女丈夫にして、その事業に対する熱心は実に感服に堪へずと雖も、年令十四歳以上の男児の増加するに従ひ、男子の監督者を要すべし。

しかし小林授産場への評価はこれらとはきわめて異質である。それは内務官僚という立場からのものであろう

が、大阪慈善会に対する「大に改善を要す」という厳しい評価とは異なり、明確に「監督官庁の取締」を要求しているのである。

すなわち消防方であった小林がスリ・不良少年等が市井の間を徘徊するのは大阪の繁栄に有害であると考えたところから開設した（このような治安優先の発想自体への批評はない）と述べ、隣寸製造を行っているとした上で次のように評価を下している。

別に教育を施すにあらず、感化を試むにあらず、壮健者はマツチ軸揃を為さしめ、幼老者は徒に放養するものゝ如し。彼等の内には木柵を破りて逃走するものあり、或は外部より誘出に來て連れ出さるゝものあり。

主任小林佐兵衛は年令七十歳を越えたる俠客的人物にして明治十八年以来斯業を継続し、在場者の取扱は極めて乱暴にして暴力を以て圧抑するのみ、教育的処遇を為すにあらず、不良少年、浮浪徒、淫売婦等は宜しく国家の監督禁制すものなり（原文のまま）。然るに此等の者を俠客に一任するが如きは国家の失態なりと評せらるゝも之を弁ずるの辞なからん。一朝佐兵衛にして在場者を虐待し、之を社会

に暴露せらるゝことあらんか、人權問題として国家は之を如何に弁解すべきか監督官庁は厳に之を取締を為さざるべからず。

「不良少年、浮浪徒、淫売婦等は宜しく国家の監督禁制す」という立場は言うまでもなく、治安対策は国家責任で行うべきであるということに他ならない。このような立場は官僚としては当然であろうが「営利的に出獄者を保護すること必ずしも悪し」とは言はず、斯事業を遂行する主任者に適當なる人を得ば是亦一種の保護事業たるを失はず」（大阪免囚保護会への評価）との評価とは必ずしも整合的ではない。

それはともあれ、このような評価の対極にあるのが⑦である。周知のように小河滋次郎は方面委員事業の實質的な創設者の一人であるが、次のように述べている。

それから大阪に於ては乞食の爲に一の授産場が設けられて居つて、それが爲に浮浪の徒の徘徊する数が近来非常に減少した。之れは先年博覧会の開かれた時、乞食が市内に沢山居つては市の体裁にも關し、又各国から多く入込む旅客に対して迷惑を懸ける心配があるといふ点から、市内の乞食を駆り集めて妾

に徘徊せしめないやうにしたいといふことが一つの動機となつて土地で有名な老俠客小林佐平と云ふ人が私設の收容所を作り警察と連絡をとつて乞食を見付次第に此処に收容し所内で生活をしつゝ夫々仕事をさすると云ふ組織を創め、之を小林授産場と稱して居つた。小林氏は本年八十四歳の老人で、一片の俠骨から之を経営し、約拾万円の私財を投じたさうである。今度此の授産場を弘済会が五万円で譲受け、同会の経営に移して内部にも大改良を加へて居るが、恁ふ云ふ事業は外には多く見ない例であつて大阪に於ける救済事業の一特色である。

⑧は元来小林と「兄弟の義ある人々」によつて、小林の米寿祝賀会の記念事業として編纂されたものであつて次のように「巻末に」述べられてゐる。

翻つて考ふれば、翁が八十八年の一生は、仁と義と俠との連鎖であつて、寔に任俠の権化と稱ふも過言ではなく、（中略）是を以て吾々は、義俠に満てる翁が八十八年の絵巻物を展いて、之を天下に示し、吾々と志を同じうする士に、此の一卷を頒ち、俱に之を範とし、又之を後世に伝へようと、囑して此の

一本を作したのであります。

なお小林自身はこの祝賀会の直後の一九一七年八月二日に死亡している。八十八歳であった。

⑨で八浜徳三郎は小林授産場の劣悪な生活状態と拘禁的管理を指摘しているが、私財を投げうっている小林の姿に感動して「子分」にしてもらうよう依頼し結局のところ断られたという事情を述べている。

⑩では「刑余者保護の事業」の一つとして取り上げられている。すなわち一八八二（明治十五）年制定の刑法により主刑満了後引き取り人のない「刑余者」はすべて別房に留置することとなった（注16）がこれは地方財政を圧迫すること（当時監獄費は地方税の負担であった）となり、それへの対策が問題にされるようになったとした上で次のように山口は述べている。

こゝにおいて大阪の小林佐兵衛、神戸の関の浦清次郎、東京の岩谷松平等、拘束を受けたる刑余者に産を授け職を与へもつて営業の資になさしめんとして人足部屋の如きものを設くるに至つたが、これらはいはば営利事業であつて保護事業と称すべきものではなかつた。しかしそれでも、当時その実現には非

情に苦心したのであつた。

③その概要

以上の史料を手がかりに、まずその沿革を年表風に記すと以下のようなになる。

*一八七三（明治六）年

大阪府における消防事業が民間に請負されることになり、各大組（今の区に相当するもので、当時は江戸期の三郷を再編したものであり、四大組あった）に一人の頭取が置かれ、その下に消防人足百人が配置されることになった（注17）。この時小林は北大組の頭取になっていたが、この頃から彼は自宅（北区真砂町）に窮民を引き取り救助していたらしい。

*一八七六（明治九）年

「市内の清掃」について「大阪府警察史第一巻」は次のように述べている。

各大区の消防頭取は市内の清掃も請負った。その作業時間は毎日午前六時から午後三時までとなっており、「塵芥掃除方」の鑑札をもった清掃人足が、消

防を兼ねていたかは明らかでない

この時点で小林が自宅に引き取った「窮民」を市内の清掃に使役したかどうかは不明であるが、後には市内全域の清掃を引き受け又その他にも市内の橋、便所掃除、府庁舎の掃除をも独占するようになり、これらに収容者を使役することになる。

*一八八一（明治十四）年

救助場が廃止になり、その収容者を自宅に引き取ることになる。

*一八八五（明治十八）年

西成郡北野村字小松原に新しく建物を建設し、真砂町から移転する。そしてこれを小林授産場と名づける。

これはおそらくこの年の二月の松島の大火（被災者約三百戸）や六月七月にかけての豪雨による淀川左岸の決壊・大洪水のための被災者を収容したため自宅では手狭になったためと思われる。前出の新聞記事を考慮に入ればこの時期の収容者はきわめて雑多であったと考えられる。

*一八八六（明治十九）年

前年末「取扱規則」を制定、府に設立届を出していたが、正式の認可を受けることになる。

*一八九四（明治二七）年

北区牛丸に移転する。この間の事情については不明であるが、おそらく授産事業の経営不振によるものと思われる。史料⑧には次のような記述が見られる。

三十五年西村捨三氏（大阪府知事・引用者注）は

佐兵衛の為に授産場の整理をした事がある。処が負債の総額は十八万円余あつて、それが為めに小林遊園地、堂島、真砂町の家屋等は債主に取られ、僅に牛丸町の一郭をのみ残したのである（後略）

*一八九七（明治三十）年

前記のように横山源之助の訪問

*一九〇三（明治三六）年

三月一日より七月三十一日まで第五回内国勲業博覧会が開催されるが、それに伴い市内の「乞食」「掏摸」等を多数収容する。この事については前記小河の講演の

中でも触れられているが、史料⑧では次のように述べられている。

然し斯く一時に收容者の激増（一九〇二年一二月に総数七五人であったが〇三年には三九七人になっている）したのには理由がある。即ち三十六年には大阪に第五回内国博覧会が開かれたので、時の知事、警部長は、佐兵衛に委嘱して、大阪市中に散在する乞食掏摸等を狩り集め、之等不逞の徒を授産場に追込んだ為めであつた。

*一九一〇（明治四三）年

「規定」制定

九月「請願書」を大阪市長に出す。この両者が何故この時期に作成されたのかは不明（後者はおそらく経営不振のためであろうが）であるが、「規定」の緒言では次のように述べられている。

機運は一大変遷し事業の改良を促すや急なり、而して不肖佐兵衛も愈々老齡に迎ひ到底四方慈善家諸氏の投財に仰ぎ依らずんば之が維持の難きを視る、幸ひ其筋の認容さるゝ所となり、日夕奔走の結果殆ん

ど旧時の面目を一新するを得るに至りしは、啻に一身一家の毀譽に止まらざるなり、嗚呼感化撫育以て授産の道を旨趣とし、他慈善事業の模範たらんか

だが「請願書」では以下の文言が見られるのである。

当授産ノ事業歲月ニ衰退漸次不相振困難其極度ニ陥リ且ツ私儀モ最早老衰ニ立至リ該事業ニ従事難仕將來ノ維持目的モ難相立悲痛罷在候然シテ這回市立慈恵院御設置相成候趣キニ就テハ……

市への收容者の引き取りを請願しているのである。

*一九一二（大正一）年

一二月弘濟院に吸収される。

具体的に処遇について一八八五年の府へ設立届には史料⑧によれば次のように述べられていた。

大阪府下市町村接近郡村の貧困者父兄当其の児童をして活業教育の道を授るに資に乏しく為に無業無産の徒となり終身幸福を享る能はざるものあるを救は

んとするにあり云々

基本的には前記の新聞記事と同趣旨であるが「取扱規則」第三条では

本場ハ不逞無頼ノ男女ヲ感化遷善シ且ツ自活ノ正業に就シムルヲ目的トス

とありまた「規定」では第一条で

当授産場は博愛を旨とし無料を以て鰥寡孤独者落魄無頼悪漢者等を收容して感化撫育し独立自活の方途を与ふるを以て目的とす

としている。

また授産活動としては先に示した市内の清掃等の請負仕事のはかに授産場内では「縄」「草鞋」「段通」「団扇」等を製造していたが、ほとんど経営的には失敗し「燐寸」製造（弘陽館と契約していたと言う）を主として行っていた。なお児童に対しては手習い、読書、算術が教えられていたが、感化教育が特別行われたことはないようである。さらにまた同一敷地内にあった小林個人の

家事に使役されたこともあったらしい。

「取扱規則」は全二十条で簡略であるが、目につくものを幾つか紹介する。

「無籍の死亡者は解剖されること」（第八条）、「警察・各方面からの收容者送付について取り扱いが定められていたこと」（第十条）、「懲罰の規定があること」（体罰も規定されていた）、「被賞或ハ被雇」への準備規定があること」（第十二条）、「食事の順番が決められていること」（第十五条）、「前科者又は出獄者への取扱いが明記されていること」（第十九条）等が見られるのである。

「規定」は「取扱規則」より整備されていて、章が設けられている。すなわち第一章目的及び收容退場（二ヶ条）、第二章通則（五ヶ条）、第三章章名なし（六ヶ条）、第四章章名なし（七ヶ条）、第五章訓戒通信面会購買及疾病死亡並弔祭事（七ヶ条）、第六章監督其他取締（五ヶ条）、第七章賞罰（四ヶ条）で全三十六条である。

第三、四章には章名がないが、前者は居室・衣類・布団食事・階級制及び作業の規定であり、第四章は起床・就寝・点検・休日・休憩・運動・入浴・理髪・はきものについて種々の決まりが明らかにされている。「取扱規則

との違いとして「死亡無籍者の解剖」の規定（注18）はなくなり「懲罰の規定」はより細かくなり、一応「減食」だけになっているが、もっとも注目されることは第一二三四条にある階級制である。

「規定」の中に階級制（現行行刑制度ではふつう累進処遇制度と言われている）がいかなる経過と背景とをもつて組みこまれていったのかについては現状では推測することしか出来ない。小林授産場についての史料がなお発掘されていないためであるが、法的には一九三三（昭和八）年になってようやく司法省令第三五号「行刑累進処遇令」として実施されることになるものが民間施設において実施されていたこと（「規定」にある階級制がいつころから、またどの程度実施されていたのかについては一切不明である）は施設自体の性格を考える上できわめて重要である。

一般に階級制は「受刑者の処遇内容に数個の段階を設け、各段階ごとにそれぞれ異なる優遇と責任を付与し、受刑者の努力と成績に応じて、これを順次上位の段階に引き上げていく制度」（注19）と言われている。当時小林授産場がこれを探り入れることのきわめて一般的な背景としては、やはり監獄則の相次ぐ改正（一八七二、一八八一、一八八九、一九〇八年）と感化事業、特に監獄

改良思想の紹介・普及が一定の影響をもったものと言えよう。階級制の紹介はおそらく留岡幸助による感化主義の主張・紹介にその源を求めることが出来るだろう（注20）。

またまった紹介は同じく留岡の『不定期刑論』によるがそこでは第二章現今不定期刑の実況でアメリカの七感化的監獄を紹介しているが、総括的に次のように述べている。

愛蘭土の名工ソル・ウォーター・クロフトン氏（階級主義の鼻祖）は該主義の正理に適ふたる完全主義なることを看破し不完全ながらも之を長期刑囚に適用せし先鞭者なり、而して長期刑囚に賞表を添付し以て真実なる放免期を早からしめたり、該獄則は他の獄則よりも放免をして一層はやからしむるにあり、則ち罪囚をして放免は自己が謹慎及び勉勵の如何にあれば、放免せらるゝとせられざるとは己の行為にあることを知らしむる最も健全なる主義と謂ふ可し矣

「規定」第十二条は次のように規定している。

収容者には左の階級を設け奨励を行ふ品行方正にして

能く場則其他の命令を遵守し職業に勉勵して他の模範となる者は漸次昇級せしむ

一級者 一 衣服器物等新調のものを貸与す

二 一週間兩度晚餐の下物を給す

三 一番に入浴せしむ

二級者 一 衣服器物等は清浄のものを貸与す

二 一週間一度晚餐下物を給す

三 第二番に入浴せしむ

三級者 衣服器物等普通のものを与へ通常の取扱を為す

退場そのものとの繋がりは見出せないが、「規定」制定についてかなり当時の感化事業に精通していた人物の存在が予想できる。

④基本的な性格

社会政策論の立場からしばしばイギリスの労役場を原始的蓄積過程において近代プロレタリアート創出の役割を担ったものとの理解が示されてきた。前記の住谷の見解もその通説に依拠して主張されているが、この労役場について簡単に整理しておく(注21)。

イギリスにおける労役場の起原は封建制の解体による

大量の「浮浪」「貧民」の発生に対する貧民政策に求めることが出来るが、より直接的な契機は有能「貧民の有効な雇用」論と言われるものである。すなわち大量の有能貧民＝失業者の労働の組織化、つまり労役場の建設によって社会秩序を安定させ「国富」の増大を図ろうとするのがその当初の目論見であった。

いわゆる教区型労役場がそれであるが、初期にあっては一定の成果をおさめたものの最終的には失敗するに至る。要するに居宅保護よりも高価に付いたわけであるがこの失敗の過程で労役場には求援抑制効果が発見されこれによって労役場の性格も変化することになる。それを決定的にしたのが、ナッチブル法の制定(一七三二年)である。

このナッチブル法は種々の規定を含んでいるが、重要であるのは従来貧民救済の決定に重要な役割を果たしてきた治安判事(枢密院によって任命されていた)に対する教区貧民監督官(治安判事によって任命されていた)の権限を強化したこと(貧民救済を制限するよう機能した)、労役場の請負規定、そしてより重要なものは救済と労役場収容とが同位と見なされ労役場への収容を拒否すれば救済自体が拒否されたことである。このナッチブル法を背景に求援抑制効果を目的とした請負制の労役場

が出現する。それは「恐怖の家」と呼ばれ種々の非難を浴びることになる。ギルバート法の制定（一七八二年）により労役場の請負制は抑制され、また労役場は無能力貧民の保護施設となったが、やはり経済的には挫折し一八世紀後半にはあらゆる貧民を無差別に収容する一般混合型労役場が出現するにいたる。

周知のように労役場はイギリス各地の教区（都市）を単位として設立（幾つかの教区が連合して設立されたものも当然あり、その一つが教区連合型労役場である）されたため、時代的にも地域的にもきわめて多様であり、一律に論ずることは出来ないが、小山路男は次のように述べている。

有能貧民に関するかぎり、労役場は無差別な貨幣救済や現物施与に対する防波堤の役割を果してきた。一八三四年の観点からすれば、いかなる種類の労役場もその果した役割はただ一つ、ウワークハウス・テストによる求援の抑制にしほらるべきであった。また被救恤貧民の側からみれば、労役場はいかなる場合でも嫌悪の対象であり「恐怖の家」であった。労役場への収容は人道主義的な貧民の雇用の場合でさえも、社会的隔離と自由の喪失を意味し、そこで

いかに処遇が改善されても、それは社会的低位性の代償をともしなうものであった。／＼このようにみるかぎり、労役場は「働く貧民」を近代的労働者に錬成陶冶する効果をもたなかった。「貧民の有利な雇用」の場合においてさえ、労役場による労働意欲の涵養は、意図として存在したにとどまる。それは初期の労役場論者が提唱した貧民教育、とくに児童への職業教育の積極的効果はもたなかった。労役場がもし近代的賃金労働者の創出に役立ったとすれば、それが求援の抑制の手段となったという消極的な意味においてのみであろう。

このように見るならば隅谷の先の主張は修正されざるを得ないであろう。先にも記したように明治初期の東京大阪に見られた救貧施設の注目すべき特質はやはり有能貧民の院内救助であり、それは戦前の「隣保相扶」「親族相救」という流れの中ではきわめて特異なことと言えるのである。それが近代的なプロレタリアートの創出にいかなる意義をもったかということは、それとして追及すべきではあっても、その点に特質を求めることはあまりにも外在的でしかないのである。

隅谷と違って小林授産場を労役場と比較する立場もな

いわけではない。たとえば池田敬正の以下の見解もそうである。

したがって一鉄の門で中から錠がかかって居るような所で、「藁の中で（中略）寝てゐる」（八浜徳三郎談）という状況であつた。対象者の人格を認めない前近代的な施設であり、公共的な浮浪者対策としての性格も見られた。いわばイギリスのワークハウスの施設とみてよい。（『日本社会福祉史』）

「公共的」という概念は現実の社会の利害関係を私人と私人の、私人と全体社会との対立として、いわば階級対立を抽象した水準で成り立つものである。小林授産場に対してこのような水準で性格を論ずることは果たして妥当であろうか。たしかに平田隆夫（注22）等によれば一八八五年の大洪水や濃尾地震の被災者を収容するなど活動をしたことは事実であろうが、基本的な性格は一九〇三年の第五回内国勸業博覧会や史料⑧の次の一節に求めらるべきであろう。

或は老衰廢畸寄るなきの鰥寡孤独にして放てば食を求め哀を乞ひ或は偷盜放火野心を逞うする不良の輩都市

の体面を汚し安寧を害するもの等を一手に引受け二十年来他念なく授産撫育の事に力めければ氏の温情に感化せられ正業に就きしもの自活の道を得しもの既に二千名の多きを出せり、若し是等不良の儕輩を都市に放たば其害毒の及ぶ処果して奈何ぞや、輒近不良少年感化に注目するの時代に到達せり、然らば即ち氏の感化事業に熱誠なる其功績尠ならざるべし加之都市に横行する俠客の輩に於ける賭博の害毒を流布するを慨し是等の輩を挙げて正業に就かしめたるもの數百名を以て算するに至れりとぞ（興風会会長相馬駒夫による「公共慈善の表彰」）

「取扱規則」「規定」の内容はそのことを十分裏付けている。

また労役場と比較するにはあまりにも飛躍があると言わざるを得ない。まず第一に労役場は救貧税によって経営されたものであるのに対して小林授産場は小林個人の経営によるものであって、一般の寄付を受けたものの公的な補助は嫌つたものと言われている。（池田著「日本社会福祉史」一〇四ページ参照）第五回内国勸業博覧会後の大阪市長による次の「辞令」はそのことを物語っていないだろうか。

私立授産主

小林佐兵衛

第五回内国勸業博覧会期間中浮浪ノ徒ヲ收容保護シ
タルノ功少カラズ仍テ金一千元ヲ贈与ス

明治三十七年一月四日

大阪市長 鶴原定吉

この「辞令」が出されるについてのエピソードは史料⑧に詳しいが、見逃せないのはこのような「收容保護」が内国勸業博以前の小林授産場の基本的な性格と決して矛盾するものではなく、むしろその延長線上にあったという点である。史料⑥に見られるように「体面一論が小林授産場経営の発端であったことはかかる国家的事業の開催にあたっ一坦うべき役割が何であるかを、暗示するものであった。

その意味で小林授産場に救援抑制効果はそれ自体として考えられないのである。また戦前にあっても戦後にあっても日本の救貧制度の基礎は居宅保護なのである。

次に労役場が教区及びその連合体を活動の場としたのに対して小林授産場の「收容保護」の対象者の設定はきわめて流動的であった。府下全域がその対象であったとも言えるし、また濃尾地震の際の活動をみればそれだけ

ではおさまきれない面を有していたことは否定出来ない。なおこの時期の民間社会事業の多くが自然災害について地域的な枠を越えて活動したことはよく知られている。

たしかに劣悪で抑圧的な処遇や雑多な收容者の性格はそれなりに労役場の性格に類似していると言うべきであろうし、また建前として授産活動が重視されたことも無視できないが、基本的な相違に目をつぶるわけには行かないのである。

小林授産場の基本的な性格は以上によって明らかであるがいま一度まとめることにすれば次のようになる。

①收容者は雑多であるが基本的には「無頼」「悪漢」とされた「有能貧民」であった。これは授産場自身の方針もあるが、院内救助を必要とする子供については他にも施設があったこと、また「無能貧民」の大半は基本的に「隣保相扶」の理念によって地域に「復籍」していたことがその背景として指摘できる。なお内国勸業博に際して果たした役割をみるならばその治安維持的側面は無視できない。

②「規定」の階級制に見られるように一定の「近代」的な処遇理念を有していたことはやはり注目すべきこと

である。しかしこのことは処遇自体が「近代」的であったことを意味するのではない。客観的に民営懲罰治監的側面を色濃く持った小林授産場であつたればこそこのような「実験」（その内実是不明である）が可能になったと言ふべきであらう。

③経営及び財政的問題が全く個人に委ねられたことも重要である。先に紹介した救護社や「米の施与」に見られるように個人的な事業は短期的なものであるのが通例であるが、小林授産場は一八八五（明治一八）年から考えても三十七年余りも継続されたことになる。これを支えた基本的な要因は、先に引用したような大阪府市行政の「浮浪者」隔離策（注23）であり、また後継者を拒むような小林の家父長的な性格と財力であつた。

④その意味においても小林授産場の当時の慈善事業の中での孤立ぶりは必然的なものであつた。大阪における最初の慈善事業相互の連絡協議のための機関は一九〇一（明治三四）年の慈善団体懇話会（翌一九〇二年には慈善同盟会へ、また〇九年には大阪慈善慈善協会へと改称された、注24）であつたが、小林は関係を持つとはしなかつたようである。当時の慈善事業団体の関心の一つが寄付金募集であつた。公的援助がきわめて乏しい段階にあつては当然の成り行きではあつたが

これは小林の心情とは掛け離れたものであつた。

⑤最後にここでの授産活動が当時進行しつつあつた本源的蓄積過程・産業革命と強い結び付きを持たず、燐寸工業というスラムの安価な労働力の上に展開された産業部門の導入が見られたくらいであつた点である。

この際、小林授産場の収容者の大半が男性であつたことと重要である。燐寸工業がいわゆる「保護職工」によつて支えられていたのは周知のことであり、院外作業として掃除等の日雇労働、院内作業としての「燐寸」工業という授産活動が結局のところ都市下層の労働パターンを越えておらず「近代的プロレタリアート」の創出とは容易に結びつかなかったことは十分推測できよう。なおこのような院内の作業と院外の作業とを行つたのはおそらく府立教育場（一八八五年に開設され十年ばかり続いたという）のシステムを取り入れたためと思われる。

一 感化救済事業の前提

①感化救済事業の前提

感化救済事業の前提は言うまでもなく、日清戦争以降

の資本主義の發展に伴う、相次ぐ恐慌・大衆窮乏の深化（注25）とそれと連動した社会思想・社会運動の展開であつた。日清・日露の二つの戦勝は資本主義發展の道を確固としたものにしたが、法的にも日清戦争後、一八九七年金本位制の採用、一八九九年条約改正実施、商法の全面実施によって日本は独立国としての地位を確定させ、また資本主義の確立がなされたのである。

また日露戦争後においては一九一〇年朝鮮の植民地化その翌年の列強との通商条約締結による完全な関税自主権の獲得等、極東における帝国主義国としての確立が見られ、工鉱業の発展はめざましく工業の資本金総額に就ける割合も一九〇二年の一七・四八%から一九〇八年には三二・九%へ、同じく鉱業のそれは二・二三%から八・六二%に増加している。

しかし日本の帝國主義としての確立はきわめて特殊なものであった。日露戦争の戦費が外債によってまかなわれたのは周知の事実である。未だ資本の輸出の欲求を生むに至っていない段階での大陸進出（経営）は外国資本の援助と大衆収奪（増税と預貯金の奨励）によって支えられたのであり、それは軍事的国家主義的性格を色濃く帯びたものにならざるを得なかったのである。

一八九七、八（明治三十、三十一）年，一九〇〇、〇一

(明治三三、三四)年、一九〇七、〇八(明治四〇、四一)年、の四度の恐慌は物価高騰とともに大衆窮乏と独占形成を推進した。これらの恐慌はもちろん、その背景や経過そして性格も異なったものであったが、これらを通して都市にも農村にも大衆の窮乏化が進んだのである。ことに農村にあっては農民層の二極分解・・・中堅自作農の没落・・・が地租をはじめとする公課の増大(地租改正時の三%から一九〇五年には五・五%に増加した)金肥使用の増大による負担、外米の流入による内地米の低落等によって進行し、ここに出稼ぎが必然化していくのである。

都市における下層社会の窮乏化は言うまでもないが、農民の窮乏化が釜ヶ崎の形成を決定にしたことは否定出来ないであろう。

このような資本主義の展開は社会問題を深刻化させ、それに対する社会運動もようやく発生するにいたった。一八九七（明治三十）年の労働組合期成会の結成、一八九九（明治三二）年の小作条令期成同盟の設立や一九〇一、二（明治三十四、五）年の足尾鉾毒事件に対する「農民運動」の勃発は見逃せない。このような体制的危機に対する天皇制国家の対応が地方改良運動（納税組合、勤儉貯蓄組合、青年会等の設立）であり、感化救済事業

であった。

②感化救済事業の展開

恤救規則は日清・日露の両戦争を契機とする大衆窮乏の中でその限界を露呈していったが、それに対するプロシア流の国家救助義務主義による各種の救済法案が立案された。しかしそれらはいずれも「墮民育成」「隣保相扶助」「親族相救」の否定という断定のもとに流産していく。その背景には軍備、資本制育成のための費用、植民地経営費等による財政上の要請があった。

このような中で打ち出された感化救済事業の特質は「夫れ救貧は末にして防貧は本なり、防貧は委にして風化は源なり」（井上友一「救済制度要義」）という「救貧なき防貧」であり、「風化的行政」の強調であった。

時に一九〇八（明治四一）年五月に出された内務省地方局長通牒「済貧恤窮ハ隣保相扶ノ情宜ニ依リ協救セシメ国費救助ノ濫給矯正ノ件」は恤救規則の事実上の廃止を意味するものであったが、翌年から開始された民間優良慈善救済事業への奨励補助金（恤救規則の停止による余剰金とはば同額であった）は民間慈善事業への再編介入であり、それが二月一日紀元節に行われたことは天皇制の慈恵主義的な再編を企図するものであったことを

示している。

いま一つ看過できないのはこの「通牒」発令の四ヶ月後東京で開催された第一回感化救済事業講習会である。その「開会式に於ける平田内務大臣訓示演説」は国家の意図がどこにあったのかを明瞭に示している。

一体此感化事業なり救済事業は唯仁恵的に一個人を救ひ又恤むといふの目的に止まるものでありませぬ此等の人を能く教へ能く導きまして人の人たる道を履ましめ国家の良民たらしめんと力むる所の事業であります抑々不良の少年や無識の人々や頼なき児童などを能く導き又之に食を与へ業を授くのは何の爲めであるかといふに一人でも多く有用の人間を造り一人でも多く自営の良民となして社会の利益国民の経済を進めんとするのでありますされは此の事業は単に一人一己の救済事業ではなくて寧ろ世の公利公益を理想とすへき重大の事業であると信する。（中略）

近來貧民を救ふ方法に就ては頗る研究されつつあるかまた貧民なからしむる方法に就ても非常に工夫を尽されてある併し其の既に飢寒に陥るの後に於て之を救はんよりは其の未だ飢寒に陥らざるの前に於て之を救ふに若かんののである。（中略）

感化といひ救済といひ中々容易の業ではない単に救恤を旨として自營の方法を授けないときは其結果墮民育成といふ事にはならぬとも限らぬ

「国家の良民」を作り出すこと、つまり救済事業の国家目的への従属が防貧を主調に述べられているわけで、感化救済事業の性格が端的に表明されている。そしてこのような時期によく釜ヶ崎における「社会福祉」が初動を始めるのである。

③自彊館

上記「通牒」「講習会」の翌年に発布された「戊申詔書」は節約・勤勉を天皇が国民に命ずるといった内容であるが、そこには次のような文言が見られる。

固ヨリ内国運ノ發展ニ須ツ戦後日尚浅ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠実業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ実ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ

これが一九〇七（八年恐慌）の翌年に発布されたこと、また「自彊」なる文言自体から館名が生まれたこと（も

ちろん「明治大帝御煥発の戊申詔書に奮起して計画・設立された」（注26）とあるように、言葉だけでなくその論理が設立を促したのであることは言うまでもない）は釜ヶ崎における「社会福祉」が感化救済事業として出発したこと、つまり釜ヶ崎労働者を「救済」の対象としてよりもより強く「感化・教化」の対象として捉えるところからスタートしたことを意味している。

大阪自彊館は一九一一年六月一五日から事業を開始したが、その目的は「大阪慈善事業の棗」（一九一四年）によれば以下のものであった。

労働者を救済する為に宿泊所を設け、低廉なる料金を以て彼等の止宿に便ならしむるに在り。而して是が目的を遂行する上に、（一）実費を以て食事を供給すること、（二）販売店を設け菓売を以て日用品を販売すること、（三）罹病者は半額若くは無料にて治療すること、（四）求職者に助力を与へ適當の職業を斡旋すること、（五）講話会其他の方法を以て精神の修養を図るに便ならしめ、（六）各種の方法を以て娯樂を与ふること、等の諸事業を経営実行す。

この建設に対して投石等による妨害があったことは先に述べたが、その実態についてはやや時期が下る（一九一五年）が山崎源泉は次のように述べている。（注27）

目下同館の止宿人は瓦斯会社工夫、電鉄人夫、鋳掛、団子屋、車の先曳等で多くは定泊の者であるといふ、

（中略）

木賃宿の蒲団のやうに煎餅式ではないが、此の寒空に敷一枚上一枚で頗る寒かつた、多くの客は二人合併で臥てをるが、飛入の一人者にはチト酷である、

（中略）

さて止宿人の模様を訊くと、昨今の止宿人は約八十名内外で、その過半数は定泊の者であるといふ、近頃は種々の人物が職を求めて来るから、昨夜同室に泊つた男は珍くないさうである、此館に来る者は大抵窮余の窮策で、何とか方法を立てゝやりたいが、何分先曳や臨時人夫等に従事せる止宿人は昨今減食して僅かに宿泊料を支払つてをる有様で如何とも詮方がないと言つてゐた

（中略）

同館の蒲団は夏期に一回洗濯するさうであるが余り清潔でない、衛生的といふ標榜に対しても、屢々洗濯の

必要があらう

当時は第一次世界大戦の最中であつたがなお釜ヶ崎労働者にまで戦争景気は及んでいなかったようである。しかし、翌年（一九一六年）になるとかなり状況は変化して戦争特需による工業、特に鉄工場の活気は求人を増大させ、ようやく釜ヶ崎労働者へも好景気が波及してきたのである。

今まで宿泊所にゴロゴロして二十銭三十銭の賃金で碌々白馬（ドブクロ）も飲めなかつた労働者が急に八十銭一円（傍銭は大文字）を取るやうになつてドンドン宿泊所を飛び出してふと云ふ（傍線は大文字、注28）

ここでの宿泊所とは言うまでもなく自彊館のことである。

このような事例からイデオロギー的側面以外に二つばかり問題点を指摘しておく。

①山崎の報告にもあるように「欠食」と宿泊とが同居していることである。宿所提供は提供を受け得る存在の選別を伴っており、金のない困窮労働者には自彊館は無縁の存在であつたと言わねばならない。（これは大

阪職業紹介所も同様であつたが、これについては後述する。

②一九一六年の新聞にあるように一定の労賃を獲得した労働者にとって自彊館は魅力ある場ではなかつたといふことである。これは設備や施設内の管理秩序の問題でもあるが、労働者が出掛けていく先（木賃宿であれ長屋であれ）が自彊館のような低料金でなかつたことは確實であり、かえって割高になつたことは想像に難くない。いわば住宅政策の不在の問題がここにあるわけ、これは「米騒動」を経てようやく課題となつていく。

④大阪職業紹介所

先にキリスト教的人道主義の立場から岡山孤児院の経営よって設立された同情館が職業紹介をその活動の一つとして紹介した。農村の窮乏化による農民層の都市への流入は失業問題を発生させ、職業紹介の必要性が主張されるようになったが、それは感化救済の立場からの接近であつた。先に引用した著書の中で井上友一は職業紹介を防貧行政及法制の中で労務分配制度としてフランス、スイス、ドイツ、アメリカの制度を紹介して次のように述べている。

吾人は泰西公立労働紹介制度の主義を賛すると共に先づ都会に於ける一般労働者の群に對し其品性活力の改善と共に之に伴ふて配置応用の敏活に關し最公共的理想に富める経営の必要なるを唱ふるものなり。

ただ注目すべきであるのは井上は各国の制度の紹介では、公的労働紹介制度の設置が私立の紹介業への規制・廃止を伴つていたことを指摘しながらも右の引用のように「綜説」としては単に「公共的理想に富める経営」を主張しているに過ぎないことである。たとえば、「米國公立労働紹介制度」の紹介では次のように述べている。

米國私設労働紹介事業の弊や其由て来る所久しく質論は無智の小民に對して濫りに多額の報酬を求め百万奸詐を逞うして私利を博せんことを競へり、一都市の中四十乃至五十の私設紹介場を視るに至りたるか如き如何に其事業より生ずる利益の大なるものかを知るに足らん。而かも此の収利や一に食を逐ふて奔走する細民の膏血に外ならざるなり。是に於て平各州の労働事務局は其実況を査察し之を公報に上し、遂にオハイヨ州を首として連合中州公立の労働紹介場を創設せるもの七州の多きに及へり。

かかる経過からすれば当然のことながら、まずなすべきは私設紹介事業への規制・管理でなければならなかったがそれへの言及がいかに実体を伴わないものであったかは既にみた。このような実態への配慮を抜きにした紹介事業の紹介は「救貧なき防貧」という精神主義的な特質と対応するものであった。

大阪職業紹介所は一九一二（明治四五）年六月に大阪市議青木庄蔵等を發起人とし、八浜徳三郎をその経営者として開設された。その目的は前出「大阪慈善事業の策」によれば「大都市に於ける多数の失業者或は下級労働者を救済保護し、是れに適當なる職業又は労働を紹介して彼等の正業より離るゝの危険を防ぎ、且つ無宿者・浮浪者々の為に弊害を伴はざる施設の下に清潔にして簡易なる宿舎を設備すること」とされていた。その前提には「産業労働界の健全なる発達」にそれが必要であるとの認識があったと言えよう。

「正業より離るゝ危険」は言うまでもなく「防貧」を企図したものと言えようし、また「弊害を伴はざる施設」……要するに既成の労働下宿や木賃宿を指すものと言えるだろう……という表現に見られる教化主義的傾向……「弊害」から保護し救済しようとする……は当

時の感化救済事業の特質をあますところなく示している。その具体的な活動は不明の点が多いが、「職工日雇」といわれる常用との二種の紹介を行っており、後者は「市に一戸を構ふる確実なる保証人」が必要とされていた。先に引用した山崎はこの大阪職業紹介所についても触れており、次のような労働者の発言を伝えている。

記「自彊館や恵美須町のは（大阪職業紹介所のこと）
什麼だらう」

○「彼処は全く泊り心地が好いナ、第一座敷が奇麗で寝具が清潔であるし、風呂はロハで浴れる。そりや四貫島辺りの労働下宿に比べたら穢多と華族さん程の違いがあらア」

記「夫ではお前達は何故彼処に泊つて居ぬのか」

○「いけない、いけない、泊りは結構だが安宿と同じ口でナ、仕事の世話は一向出来ない、加之に夜が明けたら直に追出される、仕事がある時は可いが仕事の用途がなくとも一日外でウロウロして日を暮さねばならぬ、雨の日などはナ実に困るから」
話は夫れで切れた。聞けば一々尤である。

同様の事情は時期はかなり下るが一九二六（昭和二）

年七月の方面常務連合委員会での惠美方面からの報告にも見られるものである。これは東京からの二人の家出人についてのもので彼等は高麗橋にいる友人を頼って来阪してきたもののその友人は転居してしまっており、途方にくれ今宮共同宿泊所へ行こうとしていたものである。

城（大阪城）の北の方から、電車を尋ねて乗つて、そうして私の部内に参りまして、尋ねて行つたのはあの八坂さんの経営してをられる大阪職業紹介所で其所で泊まつて、それから仕事を見付ける段でございますけれども、なかなか身元引受人でないので、仕事がありません、それで四日晩は其所に泊りまして、五日も一三歩きました、けれどももう懐ろに金もなくなり、宿屋へ行くことも出来ませぬ、それでその晩は何処かで徹夜を致しまして、さうして靴を売つたさうで、その金で少しの小遣ひを拵へて食事をしたのでありましたそれから六日の夕方前に戒警察（現在の浪速警察）へ行きました、さうすると「君見たやうな達者な若い者は警察でどうすることも出来ぬ、だから其所に方面委員の岩井といふものををるからといふことで、初めて私の方へ来ました（注29）」

身元保証人がいないかぎり大阪職業紹介所では職業紹介をしていなかった、少なくともきわめて困難であったことを示すものであるが、これはいわゆる力役型日雇労働を常態とする釜ヶ崎労働者にとって職業紹介が無縁のものであったことを示していないだろうか。その意味で先の目的は次のようにも読み得るであろう。すなわち「適当なる労働又は職業を紹介」するのは「市に一戸を構ふる確実なる保証人」をもつた「常用」労働を求める「失業者或は下級労働者」であつて、「無宿者浮浪者」にはただ「宿舎」を提供するのみであつたと。もちろん「職業紹介」が常用労働者の創出を目的としたかぎりではそれは整合的であつたとも言えよう。力役型日雇労働からの脱出を「防貧」と考えるかぎり「常用」労働への「上昇」が問題にならないであらうし、さしあたりこれらの力役型日雇労働者（「無宿者浮浪者」といった捉え方しか出来ないでいることは逆に力役型日雇労働をそれ自体として把握することが出来ないでいることの証左でもあるのだが）への対応はとりあえずは宿舎提供とその中の厳格な規律でしかなかったのである。（「職業紹介」が身元保証人をその要件とした限り、おおくの労働者にとっては「無縁」の存在であつたが、それは何度も縁

り返すが感化救済事業が「防貧」を旨とし「救貧」を輕視したことに対応している。つまり大阪職業紹介所が目的としていたのは力役型日雇への「転落防止」であつて困窮する釜ヶ崎労働者への生活安定ではなかつたのである。(注30)

その意味で大阪職業紹介所にあつて注目すべきであるのは屢々言及されている付屬事業として併設されていた宿舎(労働寄宿舎)である。前記「大阪慈惠事業の榮」では次のように述べられている。

其目的とする所は、失業者労働者等所謂場末の木賃宿又は安宿に宿泊して浮浪の徒と伍しつゝある間に、何時しか悪習陋癖を馴致して竟に濟ふべからざる墮落の境遇に沈淪するもの比々然らざるはなきを視、之が救済の一法とし清潔簡素の寄宿舎を設け、投宿者をして絶へず職業に就き労働に従はしめ、以て浮浪性に陥らざらしめむとするに在り。

宿泊者の処遇 投宿者には禁酒、勤勉、清潔を守べき誓約の下に、一泊金五錢を以て宿泊せしめ、食事は一切戸外にてなさしむることとし、朝は五時の振鈴と共に一同床を離れ、五時半には止宿人全部を挙げて労働

に出掛けしめ、晩は五時に至らざれば来泊を容るさず総て軍隊的規律の下に処遇するを特色とす。

ここでの「労働」が力役型日雇労働を指すことは明白であるが、それが「紹介」の対象とされていたとは言えない。(労働紹介(日雇対象)は一九一八年からのことである) 前記「貧民窟探検記」には次の一節がある。

職業紹介所主事に來意を語り、探検に便宜を与へられたい旨を頼んだが、同主事は「工場は昨今其道の熟練工でも新に雇うことは稀です、況して素人が入込むことは殆ど不可能でありませう、寧ろ貧民窟中に住込んで界限の者から伝手を求める方が好都合ではありませうか

ここから不況時には「職業紹介」がいかに無力であるかが知れるであろう。「職業紹介」が十全にその機能を果たすには一定の労働力需要と営利紹介業者の存在が規制されていることが前提となるが、この両方が欠けたところではその存在は画餅に帰するしかないのである。周知のように行政的な労働力の創出が現実の問題となるのは大正の末期になつてからである。

なおこの大阪職業紹介所について次のような評価（前記池田著「日本社会福祉史」）がある。

このこと（職業紹介と寄宿舎とを併設しまた少年を対象とした収容施設をも大阪職業紹介所が経営していたこと）はこの職業紹介が、また労働力調整のための施策ではなくて、宿泊施設をも必要とする労働者の貧困対策であり、あるいは少年教護的な機能をも見出そうとするものであったことを示す。

このように本来労働行政として発展させるべき職業紹介事業が、窮迫した労働者の貧困対策あるいは宿泊施設にみられる援護事業とむすびついて展開せしめられるということは、たしかに従来からの慈善事業からみればひとつの前進ではあるが、労働行政としての本来的な成長は踏みにじられているといわざるをえない。

「労働行政としての本来的な成長」とはおそらく技能訓練や労災保障、それに先に述べた公共事業の実施・営利職業紹介への規制を指すものと思われるが、その前提になるのは資本主義の発展でありそれに規定された労働運動の展開であるが果たしてこの時期にそのような条件は十全に存在したと言えるであろうか。

ここでやはり重要であるのはこれらが何よりも感化救済事業として運営されたことである。労働者にとって、これら大阪自彊館や大阪職業紹介所の宿泊施設がいささか窮屈ではあるが、一般の木賃宿等より低料金でかつ相對的に清潔なところから利用したとしても、経営の側からすれば労働者は「教化」（禁酒、勤勉、清潔、貯蓄等）の対象であり、そのためには宿泊は必須の形態であったのである。つまり「宿泊」形態は感化救済事業の論理から一定の整合性を備えていたのであり、また単身の力役型日雇労働者にとっては一定の限定されたものであれその必要性を充たすものであったのである。また大阪職業紹介所に於ける「職業紹介」の対象と宿泊施設の対象とが必ずしも同一ではなかったことは決して看過されてはならないのである。

感化救済事業の論理からする釜ヶ崎労働者、特に力役型日雇労働者への対応策は本誌前号で紹介した「下級労働者取締り建議」（その発起人に八浜も自彊館館長宇田徳正も名を連ねている）に見られるが、困窮した労働者大衆の決起（「米騒動」）や未曾有の大量失業者の出現（一九二〇年の反動恐慌）によってようやく「労働行政としての本来的な成長」の端緒が見られるに至るのである。

なおこの時期には医療保障についての事業も見られるようになる。すなわち一九一〇（明治四四）年五月の大逆事件への報復・みせしめの裁判・暗黒裁判という鞭の政策の裏返しとしての飴・天皇制国家による慈善事業たる恩賜財団済生会の設立である。この年の二月一日（紀元節）には「施療救療の勅語」が發布され一五〇万円が下賜された。いわば社会問題・危険思想に対して単なる慈善事業では如何ともしがたく天皇制国家の護持には天皇制そのものの出動が要請されたと言えよう。一五〇万円の下賜金に対して各府県へは寄付金の募集が強要されたようで、かなり強引な募集の結果、一九一二（大正元）年、二五八五万円（下賜金の約一七倍である）もの金が集められることになる。治安対策と慈善政策とがこの時期にあっても危機管理策としてあったのである。済生会の発足の翌年には大阪済生会が設立され、一九一三（大正二）年には済生会今宮診療所が恵美須町（一九二四（大正一三）年には貝柄町へ移転している）に開設されている。

この当時の診療活動はおおむね午前中は外来患者の診療（一日七、八十人から百五十人）があり、午後は「看護婦と小使とに薬剤と治療材料等を持たせて貧民窟を巡回して患者の有無を検べ、無告の患者に適當の治療を与

へること」となっていた。一九一六（大正五）年、これまでの診療所に加えて病院が設立されることになるが、その経営について病院長の石神亨は「救済研究」（四卷十号）の中で被施療患者の選抜、患者取扱上の注意、経営上の注意を論じている。患者の選抜ではいゆる似而非貧民の混入を防ぐために警察による管理・「窮民名簿」の作成等を強化することを、また患者取扱上の注意では貧民が恩恵に狎れることを防止し怠惰に陥るのを避けることを、更にまた「済生会は畏くも先帝陛下が躬ら節約遊ばされ官内省一ヶ年の経費の半を割りて御下賜になつたのが基本となつて居る」ので病院の建設設備及び経常費の節約を主張している。総じて「貧民施療病院は万事が貧民相応にするが可い」（大久保利武大阪府知事・済生会大阪支部長（支部長は地方長官が兼務することとなつていた）の弁）というように、惰民育成をいかにして回避するのかが経営者の関心事になつていたのである。また前記山崎の著書にもあるようにこの済生会の診療を受けるには警察の貧民証明が必要であつた（山崎はそれがないため診療を断られている）。